



鳴 人 第 1 2 8 号
令和6年9月17日

鳴門市特別職報酬等審議会
会長 様

鳴門市長 泉 理 彦



鳴門市特別職の報酬等の額について（諮問）

鳴門市附属機関設置条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 市長、副市長、教育長及び公営企業管理者企業局長の給料、期末手当及び退職手当の額の適否及び適正な額
- (2) 市議会議員の報酬及び期末手当の額の適否及び適正な額
- (3) 改定が必要な場合における改定の実施時期